基準の見直しについて

令和2年7月8日 京都府新型コロナウイルス感染症対策本部

基準の見直しについて

【基本的な考え方】

- 〇 医療提供体制(431床)、PCR検査体制(550件/日)ともに充実してきており、さらに、第2波に備え、今後の感染拡大に十分に対応できる医療提供体制、PCR検査体制を拡充。
- 新しい生活様式の浸透や感染拡大予防ガイドラインの実施、接触確認アプリの運用開始等、感染拡大予防の 取組が進展。
- これらの状況の変化を踏まえ、実際の感染の発生状況に応じたよりきめ細やかな対応を図るため、基準を見直 す。

【新たな基準の方向性】

- ①「注意喚起基準」「警戒基準」「特別警戒基準」の三段階の基準とする。
- ② 基準は、感染拡大の兆候を捉える「新規陽性者数」「感染経路不明者数」と、医療体制のひつ迫度を示す「重症者病床使用率」を指標とする。 なお、新規陽性者数の増加傾向やPCR検査の陽性率も併せて確認する。
- ③ 対策内容は、専門家の意見を聴取の上、感染経路、感染地域、PCR検査及び医療体制の状況等を勘案し、総合的に判断する。

【想定される対策】

- ・「注意喚起基準」: 感染拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起
- 「警戒基準」: 感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充 等
- •「特別警戒基準」: 感染拡大防止のための行動制限を伴う対策 等

新たな基準

注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準
・新規陽性者2名以上 かつ ・感染経路不明者1名以上	・新規陽性者5名以上※かつ ・感染経路不明者2名以上 又は ・重症者病床使用率20%以上 ※ 国が示した社会への協力要請を行うべき基準(新規陽性者10名以上)を超える場合などは、対策を強化	・新規陽性者20名以上 又は ・重症者病床使用率40%以上 ※国とも調整の上、全国状況も踏まえて 対策を判断(緊急事態宣言発令時等)

【留意点】

- ・「重症者」は、人工呼吸器又はECMOを使用中の者とする。
- ・新規陽性者数(感染経路不明者数含む。)は、直近7日間の移動平均値とする。
- ・基準の運用に当たっては、新規陽性者数が前週より増加傾向にあるか(前週増加比1以上)や、PCR検査の陽性率(7日間移動平均)を併せてモニタリングする。
- ・基準に該当した場合には、専門家の意見を聴取の上、感染経路、感染地域、PCR検査の状況、医療体制の状況等を勘案し、対策 内容を総合的に判断する。
- 基準該当後も、状況を継続的にモニタリングし、状況に応じたきめ細やかな対応を図る。

段階的対策

警戒レベル	注意	警戒	特別警戒
運用方針	感染拡大の兆候を早期に把握し、府民、 事業者等に幅広く注意喚起	専門家会議の助言等を踏まえ、感染状況等に応じた対策を総合的に判断 ※10人/日(国が示した社会への協力要請を行うべき基準:2.5人/10万人・週)に達した場合は、さらに対策を強化	専門家会議の助言等を踏まえ、近隣府県とも 連携し、対策を総合的に判断 ※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を 判断(緊急事態宣言発令時等)
想定される対策	 感染防止の3つの基本(身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い)の徹底や働き方の新しいスタイルの実践等、新しい生活様式の実践 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底を呼びかけ 府の緊急連絡サービス(こことろ)、国の接触確認アプリ等の活用を呼びかけ 	 新しい生活様式の徹底と、重症化リスクのある方や社会福祉施設等の感染防止対策の強化 感染が発生した施設及び疑いのある施設の利用者等への検査受診の呼びかけ、利用時の注意喚起 感染が発生した業種及びイベント開催時にガイドライン遵守と接触確認アプリ等の導入の徹底 重症患者対応医療機関への再受入要請、医療入院コントロールセンターへのDMAT派遣要請など医療体制の強化 保健環境研究所への人的派遣や保健所等へのリエゾン、保健師等の派遣による体制強化 	 感染拡大防止に必要と考えられる施設等の利用自粛、施設等の休止 府県間移動の自粛 イベントの自粛 医療関係団体等に対する重症患者対応医療機関への人材支援